平成３０年（フ）第１３１号
静岡県浜松市天竜区二俣町二俣451番地の２　ルトボアチュール　200号室、前住所静岡県袋井市堀越1426番地の21
債務者　勝野　一珠
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１８０号
静岡県浜松市南区若林町165番地の２　ルーチェソラーレ106
債務者　中世古留美子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第６号
大分県杵築市大字杵築1437－２デュエルピオＢ棟104、住民票上の住所大分県杵築市大字熊野291番地３
債務者　尾平美知秋
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成３０年（フ）第３３２号
東京都八王子市中野上町２丁目24番22号建部アパートＣ棟505号
債務者　今泉　　亮
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５０９号
東京都多摩市永山１丁目15番地の30カサ　クララ202
債務者　鈴木久美子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月19日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５９４号
横浜市保土ケ谷区西谷町1230番地　サンハイム西谷第１－102号
債務者　矢崎寿満子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７３０号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1500番地　笹山アパート24棟207号
債務者　澤村　　厚
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８８０号
横浜市港北区高田東１丁目46番９－204号
債務者　小林　慶史
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８８２号
横浜市南区永田みなみ台２番10－403号
債務者　伊達　恭子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８９１号
神奈川県海老名市今里１丁目３番25号
債務者　井口　知美
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８９３号
横浜市港北区小机町1020番地１　ワールド赤レンガブリッジ202号室
債務者　星野　美紅
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８９９号
神奈川県海老名市社家80番地の２　レオパレスジュネス３　201号室
債務者　齋藤　英治
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９０４号
横浜市戸塚区上倉田町112番地　ＬＩＢ戸塚102号
債務者　吉岡　祐介
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３９５号
東京都町田市真光寺３丁目16番地２インペリアルライフＩ－105
債務者　山岡　明仁
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４７８号
東京都武蔵村山市岸１丁目19番地の13コーポキシ８号
債務者　戸塚　浩二
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部